

家事等の負担軽減に資するサービスの利用促進に関する関係府省連絡会議の開催について

〔令和8年1月14日
関係府省申合せ案〕

1. 日本成長戦略会議における家事等の負担軽減に資するサービスの利用促進に関する検討を進めるため、家事等の負担軽減に資するサービスの利用促進に関する関係府省連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができるものとする。

議長 内閣官房副長官補（内政担当）
構成員 内閣官房日本成長戦略本部事務局長代理
こども家庭庁成育局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省雇用環境・均等局長
厚生労働省人材開発統括官
経済産業省商務・サービス審議官

3. 会議の庶務は、こども家庭庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前三項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。